

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第8条第2項
処分の概要：通行許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等に係るものは、札幌方面については高速道路交通警察隊長、函館方面については函館方面本部交通課長、旭川方面については旭川方面本部交通課長、釧路方面については釧路方面本部交通課長又は釧路方面本部十勝機動警察隊長、北見方面については北見方面本部交通課長）
法令の定め： 道路交通法第114条の3（高速自動車国道等における権限） 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 道路交通法施行細則第6条（警察署長の通行許可）、同第28条（高速自動車国道等における権限）
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：申請書は、当該申請にかかる場所を管轄する警察署交通課（係）に提出してください。 ただし、高速自動車国道等の部分にかかる申請書は、下記の申請先に提出してください。 札幌方面については、高速道路交通警察隊 函館方面については、函館方面本部交通課 旭川方面については、旭川方面本部交通課 釧路方面については、釧路方面本部交通課又は釧路方面本部十勝機動警察隊 北見方面については、北見方面本部交通課
問合せ先： 当該申請にかかる場所を管轄する警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部交通課、十勝機動警察隊又は各警察署の交通課 （高速自動車国道等の管轄が札幌方面の場合（電話011-892-9761）） （高速自動車国道等の管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （高速自動車国道等の管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （高速自動車国道等の管轄が釧路方面の場合 釧路方面本部交通課（電話0154-25-0110） 釧路方面本部十勝機動警察隊（電話0155-23-0964）） （高速自動車国道等の管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110）） （高速自動車国道等以外の場合は、管轄する警察署の交通課）
備考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと
- 3 1、2のほか、道路交通法施行細則（昭和47年11月20日北海道公安委員会規則第11号）第6条に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。